二　会社の負債　一般業務に係る勘定
三　会社の資本金　一般業務に係る勘定
四　会社の準備金　一般業務に係る勘定及び特別業務に係る勘定
五　会社の剰余金　一般業務に係る勘定

2　前項に規定する計画書の内容は、会社の債権者を害するおそれがないものでなければならない。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（剰余金のうち準備金として積み立てる額等）

第十三条　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、駐留軍再編促進金融勘定（法第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。以下この条において同じ。）において、当該事業年度に購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度における当該固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額とする。

2　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、駐留軍再編促進金融勘定において、当該事業年度までに購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度までのこれらの固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額とする。

3　駐留軍再編促進金融勘定における国庫納付金については、次条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第八条第一項の規定にかかわらず、法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法第三十一条第一項に規定する残余の額を、一般会計に帰属させるものとする。

第十四条第一項を次のように改める。

駐留軍再編促進金融業務（法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。次項において同じ。）が行われる場合には、株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二の表以外の部分中「法第二十六条の三第二項」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十六条の三第二項」と、「第二十六条の二」とあるのは「第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二」と、「同条」とあるのは「これら」と、同表第四百四十九条第六項第一号の項、第四百四十九条第六項第二号の項、第八百二十八条第一項第五号の項及び第八百二十八条第二項第五号の項中「第二十六条の二」とあるのは「第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二」と、同令第七条中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再編特別措置法第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。以下同じ。）」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、同令第八条第一項中「係るそれぞれの勘定」とあるのは「係るそれぞれの勘定並びに駐留軍再編促進金融勘定」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、「当該それぞれの勘定」とあるのは「当該それぞれの勘定及び駐留軍再編促進金融勘定」と、同令第十六条中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）」と、同令第十七条第一項第一号中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」と、同項第二号中「法第四十条第二項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十条第二項」と、同条第二項中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」とする。

財務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十二号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「静岡市」の下に「、浜松市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十三号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。